

池田市公式 Instagram アカウント運用方針

池田市では、市の魅力を幅広く知ってもらうために、Instagram アカウント（以下「当アカウント」）による情報の発信を行います。当アカウントからの情報発信について、利用者の皆さまに誤解や混乱が生じないように当アカウントの運用方針を次の通り定めますので、内容をご確認の上、ご利用ください。

1. アカウント情報

- (1) 使用 SNS 名 : Instagram
- (2) アカウント名 : 池田市
- (3) ID : ikeda_city_official

2. 運用について

- (1) 運用管理部署 : 総合政策部 秘書広報課（電話 : 072-754-6202）
市民活動部 シティプロモーション課（電話 : 072-754-6244）
- (2) 対応時間 : 原則として勤務時間内（平日午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分）に不定期に投稿します。なお、この時間帯以外でも必要に応じて投稿する場合があります。

3. 投稿への返信について

当アカウントへいただいた投稿等については、個別の回答・返信はいたしません。

4. 禁止事項

当アカウントに対して、以下のような行為はご遠慮ください。ユーザーによる投稿内容が下記事項に該当すると判断した場合は、発信者に断りなく、投稿の削除、アカウントのブロック等をする場合があります。

- (1) 特定の個人、企業、団体、地域等を誹謗中傷するもの
- (2) 人権、思想、信条、職業等で差別、又は差別を助長するもの
- (3) 違法行為、又は違法行為を助長するもの
- (4) 本人の承諾なく個人情報を開示、漏えいする等プライバシーを侵害するもの
- (5) 著作権、商標権、肖像権などの第三者の知的財産権を侵害する恐れのあるもの
- (6) 投稿が広告・宣伝・アフィリエイトなど営利目的のもの
- (7) 他のユーザーまたは第三者等になりすますなど、虚偽や事実と異なる内容のもの
- (8) 暴力的な表現やわいせつ的な表現を含むなど、法令や公序良俗に反するもの
- (9) その他 Instagram 利用規約に反するものや本市が不適當であると判断するもの

5. 知的財産権

当アカウントに掲載している写真・イラスト・音声・動画・記事などの知的財産権は池田市に帰属しています。当アカウントの掲載内容について「私的使用を目的とする複製」や「引用」など著作権上認められた場合を除き、無断で複製・転載することはできません。

6. 免責事項

- (1) 池田市は、当アカウントに掲載されている情報の正確さについては万全を期しておりますが、完全に保証するものではありません
- (2) 池田市は、利用者が当アカウントの情報をを用いて行う一切の行為については、何ら責任を負うものではありません
- (3) 池田市は、当アカウントに関連して生じた、いかなるトラブル又はその被った損害について、責任を負いかねますのでご了承ください
- (4) コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、ユーザーは池田市に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を承諾したものとし、且つ、池田市に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします
- (5) 池田市は、当運用ポリシーを予告なく変更する場合があります
- (6) 池田市は、予告なしに当アカウントを停止・終了することがあります

7. 個人情報について

当アカウントでの個人情報の収集・利用・管理について、個人情報の保護に関する法律に基づき、次のとおり適切に取り扱います。

- (1) 個人情報とは、当アカウントを通じて池田市が提供を受けた、住所、氏名、電話番号、E-mail アドレス等、特定の個人を識別できる情報をいいます
- (2) 当アカウントを通じて池田市が個人情報を収集する際は、ユーザーの意思による情報の提供を原則とします。個人情報の収集にあたってはその利用目的を特定し、明示いたします。個人情報の収集は特定された利用目的を達成するために必要な範囲内で行います
- (3) 提供いただいた個人情報は、あらかじめ明示した利用目的の範囲内で利用いたします。個人情報は、本人の同意がある場合など同条例で定める一定の場合を除き、明示した利用目的以外で利用・提供することはありません
- (4) 収集した個人情報については、池田市が厳重に管理し、漏えい、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を講じます。利用目的に関し保存の必要なくなった個人情報については、確実に、且つ、速やかに消去します

8. 適用

この運用方針は令和2年7月1日から適用します。

この運用方針は令和5年4月1日から適用します。

この運用方針は令和8年4月1日から適用します。